

(社)日本物理学会  
キャリア支援センター情報分析調査委員会規則

2007年12月15日

(設置)

第1条 日本物理学会(以下、本会という)は「日本物理学会が実施したアンケートによって得られたデータの分析に関するガイドライン」第2条第2に明記された「分析グループ(カテゴリーB)」として、キャリア支援センターの下にキャリア支援センター情報分析調査委員会をおく。

(目的および活動)

第2条 本委員会は物理学会の人材活用促進・キャリア支援活動を行うにあたり、その基礎認識を得るために上記ガイドラインに沿って以下の活動を行う。

- 1) キャリア支援センターが実施するアンケートに基づき、物理学を学んだ者、特にポスドク層のキャリア支援に必要な知見を得るための調査・分析。
- 2) 人材活用委員会において必要とされた調査。
- 3) その他物理学会の人材活用促進・キャリア支援活動に関連する諸問題の調査。
- 4) 以上の調査・分析に必要な国内外の学会ならびに関係諸機関との連絡および協力。
- 5) 前各号活動の理事会への報告ならびに提言。
- 6) その他本委員会の目的および活動にてらして適切な活動。

(組織)

第3条 本委員会は委員長(日本物理学会会員)、主査各1名およびこれらを含む委員数名によって構成される。

2. 委員長は理事会の承認を経てキャリア支援センター長が任命する。
3. 主査ならびに委員は委員長の推薦のもとにキャリア支援センター長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員長、主査および委員の任期は委嘱後からキャリア支援センターの設置期限(平成22年3月31日)までとする。

(会議の運営)

第5条 委員長は会議を招集し、その議長となる。

2. 主査は代表者を補佐し代表者に事故ある場合はその職務を代行する。
3. 委員会は必要と認めた場合には委員以外の者の出席を要請することができる。

(必要事項の決定)

第6条 本規定に定めるほか、本委員会の運営に関して必要な事項は本委員会において定める。

(規則の変更)

第7条 本規則は理事会の承認を得て変更することができる。

(付則)

1. 本規則は2007年12月15日から施行する。